

## 9 学校教育全体で進める教育活動

### (4) 主権者教育

#### 主権者として求められる資質・能力

議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるようになることも前提となる。

こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である。これらの力を教科横断的な視点ではぐくむことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

これらの力をはぐくんでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。

その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待されている。

また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待されている。

#### 学習指導要領における主権者教育の充実

学習指導要領では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として「主権者として求められる力」を挙げ、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点で育成することとされている。

例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史的分野）で民主政治の来歴、同科（公民的分野）で民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連を扱うこととされた。また、高等学校では、現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会のかかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す共通必修科目として「公共」を新設するなど、主権者に関する教育の充実が図られている。

## 京都府における主権者教育の目的

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身に付け、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方を習得し、国家・社会の形成者としての資質をはぐくむ。

## 京都府における主権者教育ではぐくむ力、態度

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

## 京都府における主権者教育の視点



高等学校等における主権者教育指導の手引き

京都府における主権者教育は、地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養をはぐくむ実践という三つの視点とともに、公職選挙法の一部改正の目的及び文部科学省初等中等教育局長通知（平成27年10月29日付け）を踏まえて実践するものとする。

### 1 地域貢献・地域連携活動の推進

主権者教育の基盤となるもので、身近な地域を理解し、その課題を多面的・多角的に考察し地域住民として社会に参画する意識を持たせる教育を推進する。そのため、各校が防災、安全、文化・観光、福祉、環境等をテーマとする社会貢献活動に積極的に取り組むものとする。

### 2 「法やルールに関する教育」の実践

平成25年度から本府では「法やルールに関する教育」を実施している。「法」の基礎となる考え方として、「自由」「責任」「ルール」「公平・公正」「正義」の5つがあり、これらはお互いに大きな関わりを持っている。みんなの「自由」をできるかぎり守り、それぞれが持つ「責任」をはっきりさせるために、「ルール」がある。そして、「正義」にあてはまる「ルール」だけが「法」として存在している。生徒がこのことを学び、確かなルール感覚を身に付けて、社会に参加していくことが求められている。

### 3 政治的教養をはぐくむ実践

健全な民主主義社会とは、身近な地域社会の小さな討論に始まり、いろいろな段階において討論が行われ、話し合いがもたれた上で、問題の解決、決定が図られる社会である。話し合いにより合意形成を図ることの重要性を学ばせることが重要である。

さらに、より発展的に地域の課題や政治的な問題について考察し、自己の基準で投票するために候補者の考えや姿勢を判断し、具体的にどう選ぶのかを模擬投票といった実践的な方法で学ばせるとともに、模擬請願、模擬議会等の実践に取り組むことが重要である。明日の京都を担う高校生成成支援事業では、模擬選挙、議会傍聴、ディベート等を行うことにより選挙制度への理解と現実社会の諸問題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、他者と協働して解決（合意形成）する姿勢や自らの主張を論理的に説得する力など、有権者として必要な政治的教養をはぐくむ取組を支援している。

#### 《参考資料》

- 「高校生向け副教材『私たちが拓く日本の未来』」（総務省・文部科学省 令和4年度一部改訂及び見直し）
- 「小・中学校向け主権者教育指導資料『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」（文部科学省 令和4年9月）
- 「主権者教育の推進に関する有識者会議 とりまとめ」（総務省 平成29年3月）
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成28年12月）
- 「高等学校等における主権者教育指導の手引き」（改訂版）（京都府教育委員会 平成29年3月）